

日常生活用具の種目及び対象者等

区分	種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の者で、常時介護を要する者、療育手帳を所持し、障害の程度が重度若しくは最重度の者又は寝たきりの状態にある難病患者等で、原則として3歳以上の者	^{じよくそう} 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級の者のうち、常時介護を要する者又は自力で排尿できない難病患者等で、原則として学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円

	の者			
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者又は寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。(ただし、天井走向型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年	159,000円
訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が2級	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100円

		以上の者で、原則として3歳以上の者			
	訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上の者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として3歳以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害の者又は難病患者等で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	90,000円
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は常時介護を要する難病患者等で、原則として学齢児以上の者	障害者が容易に使用し得るもの。（手すりを付けることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	4,450円

T字状、棒状の杖（一本杖のみ）	平衡機能、下肢又は体幹機能障害の者で、つえの使用により歩行機能が補完される者	主体—木材（十分な強度を有するもの） 外装—ニス塗装	3年	2,200円
		主体—金属 外装—塗装なし		3,000円
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害の者で、家庭内の移動等において介助を要する者又は下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	60,000円
頭部保護帽	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害又はてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児（者）又は精神障害者	転倒の際に頭部を保護するためのヘルメット型の用具	3年	軟性 15,200円 硬性 36,750円
特殊便器	上肢障害2級以上の者、療育手帳を所	足踏みペダルにより温水温風を出し得るもの。（ただ	8年	151,200円

	持し、障害の程度が重度若しくは最重度の者又は上肢機能に障害のある難病患者等で、原則として3歳以上の者	し、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)		
火災警報器	障害等級2級以上の者又は療育手帳を所持し、障害の程度が重度若しくは最重度の者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	障害等級2級以上の者、療育手帳を所持し、障害の程度が重度若しくは最重度の者又は難病患者等で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（障害者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円

		のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
	電磁調理器	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）又は療育手帳を所持し、障害の程度が重度若しくは最重度の者で、18歳以上の者	障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の者のうち、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行	透析液を加温し、一定程度に保つもの	5年	51,500円

	う者で、原則として3歳以上の者			
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上の者若しくは同程度の身体障害者又は呼吸器機能に障害のある難病患者等のうち、原則として学齢児以上の者で、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
電気式たん吸引機	呼吸器機能障害3級以上の者若しくは同程度の身体障害者又は呼吸器機能に障害のある難病患者等のうち、原則として学齢児以上の者で、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険による在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円

		る。)で、原則として学齢児以上の者			
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者のうち、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上の者	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器又はアプリケーションソフト	6年	118,500円
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上又は視覚及び聴覚の重複障害2級以上の身体障害者のう	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円

	ち、原則として学 齢児以上の者で、 必要と求められる 者			
点字器	視覚障害者で、原 則として学齢児以 上の者	障害者が容易に使用し得る もの	7年	10,400円
点字タイプ ライター	視覚障害2級以上の 者（本人が就労若 しくは就学してい るか又は就労が見 込まれる者に限 る。）	視覚障害者が容易に使用し 得るもの	5年	63,100円
視覚障害者 用ポータブ ルレコーダ ー	視覚障害2級以上の 者で、原則として 学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが 知覚又は認識でき、かつ DAISY方式による録音並び に当該方式により記録され た図書の再生が可能な製品 であって、視覚障害者が容 易に使用し得るもの	6年	録音再生 機 85,000円 再生専用 機 35,000円
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	視覚障害2級以上の 者で、原則として 学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記 載された当該文字情報を暗 号化した情報を読み取り、 音声信号に変換して出力す る機能を有するもので、視 覚障害者が容易に使用し得 るもの	6年	99,800円

視覚障害者 用拡大読書 器	視覚障害者のうち、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000 円
視覚障害者 用時計	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読 10,300円 音声 13,300円
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者のうち、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等による通信が可能なら機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	5年	71,000円
聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用	6年	88,900円

			し得るもの		
	人工喉頭 (笛式)	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 附属品 (気管カニューレ)	4年	5,000円
	人工喉頭 (電動式)	喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 附属品 (電池、充電器)	5年	70,100円
	人工内耳体 外部装置	人工内耳埋込術を受けている聴覚障害児 (者)	人工内耳体外部装置 (スピーチプロセッサ、送信コイル等) ただし、医療保険が適用できるものは除く。	5年	1,100,000円
	人工内耳用 電池	人工内耳埋込術を受けている聴覚障害児 (者)	人工内耳に使用する電池又は充電電池	—	2,000円 /月
排泄 管理 支援 用具	ストーマ装 具	ストーマの造設を行った者	消化管、尿路ストーマの造設を行った者が容易に使用し得るもの	—	消化器系 8,858円 /月 尿路系 11,639円 /月
	紙おむつ	治療によって軽快の見込みのないス	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸用具等	—	12,000円 /月

		<p>トーマ周辺の皮膚 11の著しいびらん 若しくはストーマ の変形のため、ス トーマ装具を装着 できない者、先天 性疾患に起因する 神経障害による高 度の排尿若しくは 高度の排便機能障 害の者で、紙おむ つ等を必要とする 者又は3歳以前に発 症した脳性麻痺等 脳原性運動機能障 害により排尿若し くは排便の意思表 示が困難な者で、 それぞれ3歳以上の 者</p>			
	収尿器	<p>脊髄損傷等による 排尿障害（特に失 禁のある場合）に より、収尿器を必 要とする者</p>	<p>尿の逆流防止装置等がつい ているもの</p>	1年	9,000円
住宅 改修	<p>居宅生活動 作補助用具</p>	<p>下肢、体幹機能障 害若しくは乳幼児</p>	<p>障害者の移動を円滑にする 用具で設置に小規模な住宅</p>	—	200,000 円

費	期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上の者	改修を伴うもの		
---	---	---------	--	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。